（別紙１）　組織的対応図

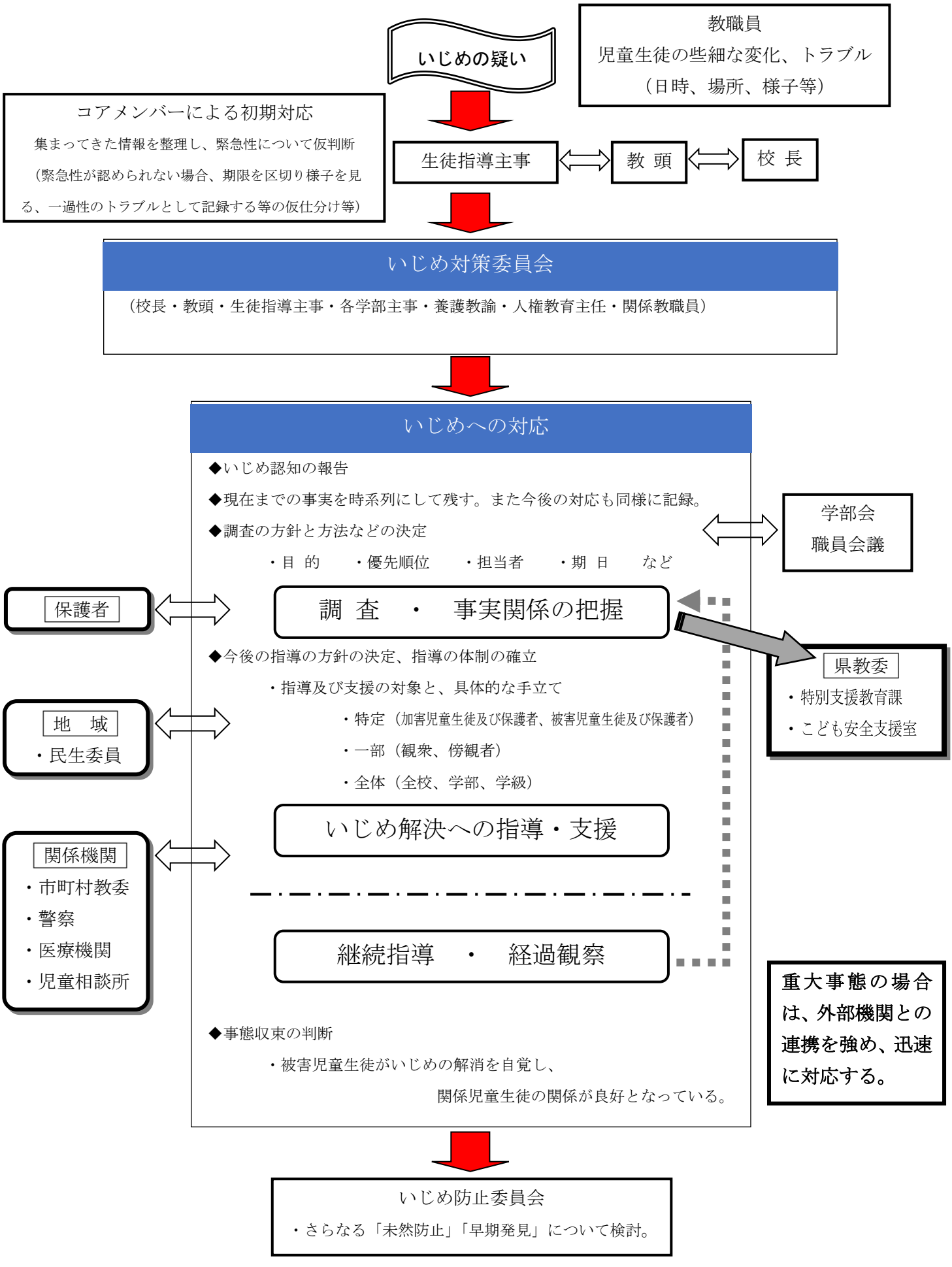
いじめの疑い
教職員
児童生徒の些細な変化、トラブル
（日時、場所、様子等）
コアメンバーによる初期対応
集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断
（緊急性が認められない場合、期限を区切り様子を見る、一過性のトラブルとして記録する等の仮仕分け等）
生徒指導主事
教 頭
校 長
いじめ対策委員会
（校長・教頭・生徒指導主事・各学部主事・養護教諭・人権教育主任・関係教職員）
いじめへの対応
◆いじめ認知の報告
◆現在までの事実を時系列にして残す。また今後の対応も同様に記録。
◆調査の方針と方法などの決定
・目 的　・優先順位　・担当者　・期 日　など
学部会
職員会議
保護者
調 査 ・ 事実関係の把握
県教委
・特別支援教育課
・こども安全支援室
◆今後の指導の方針の決定、指導の体制の確立
・指導及び支援の対象と、具体的な手立て
・特定（加害児童生徒及び保護者、被害児童生徒及び保護者）
・一部（観衆、傍観者）
・全体（全校、学部、学級）
地 域
・民生委員
いじめ解決への指導・支援
関係機関
・市町村教委
・警察
・医療機関
・児童相談所
継続指導 ・ 経過観察
重大事態の場合は、外部機関との連携を強め、迅速に対応する。
◆事態収束の判断
・被害児童生徒がいじめの解消を自覚し、
関係児童生徒の関係が良好となっている。
いじめ防止委員会
・さらなる「未然防止」「早期発見」について検討。